

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「私達は、技術と誠意で社会に役立つ価値を創造し、豊かな未来に貢献します。」という企業理念のもと、株主・顧客・取引先・地域社会・職員をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に誠実に応え、経営の健全性、透明性、効率性を確保していくことが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に不可欠であると認識し、経営上の重要課題としてコーポレート・ガバナンスの充実を図っていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4: 政策保有株式】

当社は、業務提携・取引関係の維持強化による企業価値の向上、事業の伸長を目的として、上場株式を保有しています。その保有は必要最低限とし、保有の継続の適否は、事業戦略や取引関係等を総合的に勘案し、中長期的な視点から保有目的に資するかどうか判断のうえ決定します。保有の意義が希薄と認められる場合には、できるだけ速やかに処分・縮減を図ります。

個別の政策保有株式の保有目的、継続保有の必要性等については、主として年間の取引高をもとに、その合理性を取締役会で検証します。各保有株式の検証状況については、有価証券報告書(株式の保有状況)に記載しています。

政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、中長期的な取引に伴い当社が得られる収益性だけでなく、保有先企業の中長期的な成長・発展に資するかどうか等を総合的に判断しています。

【原則1 - 7: 関連当事者の取引】

当社は、当社役員や主要株主と取引を行う場合は、法令および社内規程に基づき、事前に法務部門が取引内容の妥当性や合理性等を審査したうえで、取締役会での承認等を行っています。

【原則2 - 6: 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社がアセットオーナーとなる企業年金制度は導入していません。

なお、加入者自身が掛け金の運用を行う企業型の確定拠出年金制度を導入しています。

また、加入者の資産運用に関する知識等の向上を図るため、確定拠出年金の開始に際し、制度の基本的な知識や運用に関する注意事項等を教育するとともに、モニタリングレポートを勘案し、運用管理会社と連携のうえ、実態に即した投資に関する継続教育にも取り組んでいます。

【原則3 - 1: 情報開示の充実】

() 経営理念、経営計画、経営戦略

当社は、企業理念・経営姿勢・行動規範、長期ビジョン、中期経営計画を当社ホームページにおいて開示しています。

・企業理念・経営姿勢・行動規範: <https://www.hitachizosen.co.jp/company/company-idea.html>

・長期ビジョン、中期経営計画: <https://www.hitachizosen.co.jp/ir/policy/medium-term.html>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針、体制等を本報告書の「I.1 基本的な考え方」、および「II.2 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の他、当社ホームページおよび有価証券報告書において開示しています。

<https://www.hitachizosen.co.jp/ir/policy/governance.html>

() 経営陣幹部・取締役の報酬決定の方針・手続き

当社取締役の報酬決定の方針・手続きについては、本報告書の「III.1 取締役報酬関係 - 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」において開示しています。

() 経営陣幹部の選解任、取締役・監査役候補者の指名の方針・手続き

経営陣幹部については、当社グループを率いて企業理念を実現するのにふさわしい発想・能力・行動力を有する人物であることを求めています。

取締役・監査役については、人格・見識に優れ、各役職に求められる責務を的確に遂行する知識や経験、能力を有する人物を、社外取締役・社外監査役については、企業経営に関する豊富な経験、専門的な知識および幅広い見識を有し、当社の独立性基準を満たす人物を候補者としています。

経営陣幹部の選定・解職、取締役・監査役候補の指名を行うにあたっては、指名・報酬諮問委員会における諮問を経て、取締役会において審議、決定します。

なお、経営陣幹部の解職を指名・報酬諮問委員会に諮問する基準(諮問基準)については、指名・報酬諮問委員会における諮問を経て、取締役会で決定しています。

() () を踏まえた個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選定・解職を決定した場合はその都度適切な方法により、また、取締役・監査役候補者の指名(選任)については株主総会招集通知等で、その理由を説明します。

【補充原則4 - 1 :経営陣に対する委任の範囲の概要】
取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか取締役会が重要と判断した事項について意思決定を行います。
その他の業務執行の決定については、事案の内容、重要度等に応じて経営戦略会議等の下位機関に決定権限を委譲することにより、迅速な意思決定を行っています。

【原則4 - 9 :独立社外取締役の独立性判断基準】
社外役員の独立性判断基準は、本報告書の「III.1 独立役員関係 - その他独立役員に関する事項」において開示しています。

【補充原則4 - 11 :取締役会のバランス、多様性および規模に関する考え方】
当社グループは、クリーンなエネルギー・水の提供ならびに環境保全、災害に強く豊かな街づくりを事業展開分野として、国内外において幅広く展開していることから、取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、各事業分野に精通した業務執行取締役と、グローバル企業もしくは大手米国弁護士事務所において長年にわたり培った企業経営に関する豊富な経験、専門的な知識および幅広い見識を有する独立社外取締役により構成しています。
2020年6月23日現在、取締役会は独立社外取締役3名(うち、女性1名、外国人1名)を含む10名で構成しています。取締役会としての役割・責務を果たすための多様性と、当社の業容等から勘案した適正規模とを両立した最適な形で構成され、十分機能していると認識しています。

【補充原則4 - 11 :取締役・監査役の兼任状況】
取締役および監査役の重要な兼任状況は、毎年、招集通知および有価証券報告書に記載しています。その兼任状況は、取締役および監査役業務に必要となる時間・労力の点から合理的な範囲にあると考えています。

【補充原則4 - 11 :取締役会の実効性についての分析・評価結果の概要】
各取締役・監査役による自己評価、取締役・監査役との意見交換をもとに、取締役会は、2019年度における取締役会の実効性について、取締役会の役割、構成、運営、議論の状況等の観点から検討しました。
その結果、監督機能の強化のため、新中期経営計画の策定、海外事業をはじめとするグループ内の経営リスクの高い案件レビューなどの重要議題の十分な審議時間の確保など運営方法の改善が必要ではあるものの、全体としては有効に機能していることを確認しました。

【補充原則4 - 14 :取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、全ての取締役および監査役がその役割や責務を果たすために必要な資質・知識を深めるため、各目的に応じた研修を実施するほか、各取締役、監査役が個別に必要な研修の情報、機会等の提供および費用の支援を行います。

【原則5 - 1 :株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家の皆様と平素から対話を行い、経営方針、経営計画等について十分なご理解を得るとともに、対話を通じて得た経営に対する意見・要望等を経営に反映させていくことで、持続的な企業価値の向上に努めます。

(1)IR体制
株主・投資家の皆様との対話については、企画管理本部担当の常務取締役をIR業務の責任者とし、当該取締役の指揮のもと、広報・IR業務全体を統括する経営企画部(広報・IRグループ)とその他の部門が連携して、株主・投資家に対する適時適切な情報開示を行うとともに建設的な対話に取り組みます。
また、対話により得た意見、要望は、社内各部門で共有するとともに、必要に応じて適宜取締役会に報告します。

(2)対話の方法・取組み
株主・投資家の皆様迅速、公平、正確に情報を提供し、当社の経営方針・事業・業績等についてご理解を得るために、次のとおり取り組みます。
・機関投資家および証券アナリストの皆様向けに国内外において経営陣幹部、IR業務の責任者がIR説明会およびカンファレンスコールを継続的に開催します。
・個人株主の皆様については、電話・メール等による問合せに対応するほか、工場見学会を実施します。
・当社の経営方針、経営計画、IR説明会の資料および説明動画(もしくは音声配信)ならびに株主総会の関連資料および報告動画等を当社ホームページにおいて積極的に提供します。

(3)インサイダー情報の管理
株主・投資家の皆様との対話の際には、社内規程(内部者取引管理規程)を遵守して、適切にインサイダー情報の管理を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,324,500	7.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,057,700	7.15
株式会社三菱UFJ銀行	5,291,510	3.14
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	3,806,000	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,652,500	2.17
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,392,619	2.01
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,334,598	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,215,000	1.91
日立造船職員持株会	2,580,499	1.53
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,358,039	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

1. 上記大株主の状況は、2020年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。
2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で、商号を損害保険ジャパン株式会社に変更しております。
3. 2019年11月5日付でイーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッド(Eastspring Investments (Singapore) Limited)を保有者とする大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
4. 2019年10月21日付で三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
5. 2019年8月5日付で野村證券株式会社、ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PLC)および野村アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
6. 2019年3月25日付で損害保険ジャパン日本興亜株式会社および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を除き、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
7. 2018年6月7日付でみずほ証券株式会社およびアセットマネジメントOne株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
8. 2018年4月16日付で株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社およびエム・ユー投資顧問株式会社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書が公衆の縦覧に供されておりますが、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として2020年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
伊東千秋	他の会社の出身者											
高松和子	他の会社の出身者								○			
リチャード R. ルーリー	他の会社の出身者								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

伊東千秋	○	伊東千秋氏が過去に業務執行に携わっていた富士通株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていた株式会社富士通総研と当社との間には取引関係はありません。	情報通信機器業界において、会社経営者として長年にわたり海外事業に携わるなど企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化、新事業・新製品の開発、ICTの活用を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただいております。業務執行の監督機能の強化に十分な役割を果たしていると判断しております。 (独立役員の指定理由) 当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
高松和子	○	高松和子氏が2020年6月17日まで業務執行理事を務めていた公益財団法人21世紀職業財団と当社との間には、業務委託等の関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、同財団の経常収益の1.2%未満であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていたソニー株式会社およびソニーデジタルネットワークアプリケーションズ株式会社と当社との間には取引関係はありません。	グローバル企業に長年勤務し、また、ソフトウェア開発会社の代表取締役や公益財団法人21世紀職業財団の業務執行理事兼事務局長を務めるなど、企業経営やダイバーシティ経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化、ダイバーシティ経営を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただいております。業務執行の監督機能の強化に十分な役割を果たしていると判断しております。 (独立役員の指定理由) 当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
リチャード R. ルーリー	○	リチャード R. ルーリー氏が2015年1月に退職するまでパートナーを務めていた大手米国弁護士事務所と当社との間には、当社米国子会社を通じて取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は1,000万円未満であり、同氏の退職後5年以上が経過しております。また、同氏は2015年1月から当社米国子会社と法律顧問契約を締結しておりますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は1,000万円未満であります。	長年にわたり大手米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務に関する豊富な経験と専門知識を有しております。コーポレート・ガバナンスの強化、事業のグローバル化を推進する当社において、社外取締役として独立した立場から適切な意見、助言をいただいております。業務執行の監督機能の強化に十分な役割を果たしていると判断しております。 (独立役員の指定理由) 当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	1	3	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	6	0	1	3	0	2	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、委員長を取締役会議長とし、社外取締役3名および社外監査役2名の計6名で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。
経営陣幹部の選定・解職、取締役・監査役候補者の指名については、同委員会の諮問を経て取締役会で決定することとしております。また、各取締役の報酬についても、同委員会における報酬制度、報酬水準に関する諮問を経た上で、取締役会の委任を受けた取締役社長が決定しており、社外役員の適切な関与・助言を得ることで、役員人事および取締役の報酬の透明性、妥当性、客観性の確保を図っております。

同委員会は2019年度は4回開催し、最高経営責任者等後継者育成計画、取締役・監査役候補者の指名および代表取締役・役付取締役の選定に関する事項ならびに取締役の報酬支給総額および算定方法に関する事項などを審議し、取締役会に答申しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、監査役監査基準等に基づき、監査計画、監査結果等について、定期的な情報交換を行うとともに、監査役は、会計監査人の適切な監査の実施について監視・検証を行うこととしております。

また、監査役と内部監査部門との連携については、当社内部統制基本方針、監査役監査基準および内部監査規程に基づき、内部監査部門は、内部監査に係る監査計画、監査報告、監査によって得た必要な情報等を監査役に提供するほか、定期的な情報交換を実施するなど、緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する体制を整備しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
土井 義宏	他の会社の出身者										○			
安原 裕文	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

土井 義宏	○	土井義宏氏が、現在、代表取締役社長を務める関西電力送配電株式会社と当社との間には営業取引関係があります。同社は2020年4月に関西電力株式会社の送配電事業を承継しましたが、前身となる関西電力との同事業にかかる過去3事業年度の年間取引実績額は僅少です。また、同氏が2020年3月31日まで業務執行に携わっていた関西電力株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。	大手電力会社において取締役副社長執行役員を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。社外監査役として、独立した立場から当社経営、事業運営等に対する適切な意見、助言をいただいております。当社のコーポレート・ガバナンス、監査体制の充実に貢献していると判断しております。 (独立役員の指定理由) 当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。
安原 裕文	○	安原裕文氏が過去に業務執行に携わっていたパナソニック株式会社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度の年間平均取引実績額は、当社連結売上高の0.1%未満、同社連結売上高の0.1%未満であります。また、同氏が過去に業務執行に携わっていたパナソニックホームズ株式会社と当社との間には取引関係はありません。	世界的電機・機器メーカーにおいて経理部門責任者および常任監査役として企業経営に携わっており、企業経営および監査業務に豊富な経験と幅広い見識を有しております。社外監査役として、独立した立場から当社経営、事業運営等に対する適切な意見、助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス、監査体制の充実に貢献することが期待できると判断しております。 (独立役員の指定理由) 当社独立性判断基準に抵触する人的関係や取引関係等はなく、一般株主との間で利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外役員が以下の事項に該当しない場合、独立性を有すると判断しています。

1. 当社の主要な株主(直近事業年度末日において当社の議決権の10%以上を保有する株主)またはその業務執行者
2. 当社の主要な取引先または過去3年間にその業務執行者であった者
主要とは、過去3事業年度における当社との年間平均取引額が、当社の平均連結売上高の2%以上の場合をいう。
3. 当社を主要な取引先とする者または過去3年間にその業務執行者であった者
主要とは、過去3事業年度における当社との年間平均取引額が、その者の平均連結売上高の2%以上の場合をいう。
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている法律、会計もしくは税務の専門家またはコンサルタント(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上の場合をいう。
5. 当社から多額の寄付または助成を受けている団体の業務を執行する者
多額とは、過去3事業年度平均で年間1,000万円以上の場合をいう。
6. 以下に該当する者の2親等以内の近親者
 - (1) 上記1～5に該当する者(重要でない者を除く)
 - (2) 過去3年間に、当社グループの取締役、執行役員または重要な使用人であった者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、定額報酬と業績連動型賞与で構成されています。定額報酬は役位別に設定しています。また、業績連動型賞与は各事業年度の業績を反映したものであり、その指標は取締役の業績向上に対する貢献意欲を一層高めるため各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益としています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬等の総額は、事業報告、有価証券報告書において開示しております。
2019年度に係る取締役の報酬等の総額は、取締役10名に対し307百万円(うち社外取締役32百万円)となっております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、定額報酬と業績連動型賞与で構成され、株主総会決議による総額の範囲内で、各取締役の報酬を決定しています。定額報酬は役位別に設定しています。また、業績連動型賞与は各事業年度の業績を反映したものであり、その指標は取締役の業績向上に対する貢献意欲を一層高めるため、各事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益としています。
ただし、社外取締役の報酬は独立性確保等の観点から定額報酬のみとしています。
各経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっては、指名・報酬諮問委員会における報酬制度、報酬水準に関する諮問を経たうえで、取締役会の委任を受けた取締役社長が決定します。
また、取締役の報酬が健全なインセンティブとして機能するよう、同委員会において、報酬制度、報酬水準を定期的に検証します。なお、中長期的な業績と連動する報酬として、株式取得報酬の検討を行っています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制として、取締役会の事務局部門が、取締役会開催の都度、事前に議案内容等の説明その他の情報伝達等を行うとともに、社外監査役のサポート体制として、監査役の職務を補助する専任の部署を設置し、取締役会および監査役会開催の都度、事前に議案内容等の説明その他の情報伝達、監査役の職務全般の補助を行うなど、社外取締役および社外監査役が、十分にその職務を行うことができる体制を整備しております。
また、社外役員が、取締役会および監査役会にやむを得ず出席できない場合についても、都度その内容を報告し、必要に応じて社外役員の意見を得ることとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
古川 実	相談役	会社が承認する業界団体や公的団体の役員等社会貢献的な財界活動を実施すること、経営者としての豊富な経験や知識に基づく見解、有益な助言を経営陣からの求めに応じて行うこととし、経営のいかなる意思決定にも関与しないものとする。	常勤、報酬有	2017/3/31	有

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

- ・当社には会長、社長の職にあった役員が退任した際に、取締役会の決議により相談役を委嘱する制度があります。
- ・当社には相談役任期満了後、取締役会の決議により顧問を委嘱する制度があります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1)コーポレートガバナンス体制の概要
当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行を監督するため、監査役を選任しています。
取締役会は、取締役会長を議長として、取締役10名(うち社外取締役3名)で構成され、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項のほか業務執行、経営の基本方針をはじめとする重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行っています。社外取締役の中立的な立場からの意見等を最大限尊重して意思決定を行うことで、実質的な経営監視・監督機能の実効性の確保が可能になることから、現状の体制としています。
また、取締役社長を議長として、業務執行取締役と主要部門長からなる経営戦略会議を設置し、各事業部門の事業活動における重要事項に関しては、その課題および対応策等について十分審議を尽くした上で業務執行を行うこととし、的確な経営判断ができる体制をとっております。経

営戦略会議は、毎月2回程度開催して重要事項の審議・意思決定を行っています。さらに、当社では執行役員制度を導入し、取締役の業務執行機能の一部を執行役員に委譲することにより、取締役の監督機能強化と業務執行の迅速性確保の両立を図っています。

監査役会は、監査役4名(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役は、取締役会に常時出席するなどして、取締役の職務執行を監査した上で、監査役会において、監査意見の集約を図っています。

さらに、当社では、取締役会の任意の諮問機関として、取締役会議長および社外役員5名(社外取締役3名および社外監査役2名)で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役・監査役候補者の指名については、同委員会の諮問を経て取締役会で決定することとしています。

また、各取締役の報酬についても、同委員会における報酬制度、報酬水準に関する諮問を経た上で、取締役会の委任を受けた取締役社長が決定しており、社外役員の適切な関与・助言を得ることで、役員人事および取締役の報酬の透明性、妥当性、客観性の確保を図っています。

なお、当社は、社外取締役3名および監査役4名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。

(2) 監査の状況

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役4名(うち社外監査役2名)が監査役監査基準に基づき実施し、監査役の職務を補助するため、取締役その他の業務執行者から指揮命令を受けない独立した使用人(人員1名)を専属で配置し、監査役監査の実効性を確保する体制をとっています。監査役は、効率的な監査の実施のため、監査役監査基準等に基づき、監査計画、監査結果等について、内部監査部門および会計監査人と定期的な情報交換を行う等して連携を保つとともに、会計監査人の適切な監査の実施について監視・検証を行うこととしています。なお、常勤監査役森方正之氏は、過去に当社経理部長を務めており、また、社外監査役安原裕文氏は、過去に世界的電機・機器メーカーにおいて、財務部門責任者および常任監査役を務めています。両氏はこれらの経験をはじめとして、経理・財務部門における長年の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

内部監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部監査担当部門として監査室(内部監査グループ)(人員6名)を設置し、内部監査規程に基づき、当社グループの経営活動全般について、会計、業務管理・手続、事業リスク、コンプライアンス等に関する内部監査を継続して実施し、業務改善に向けた具体的な助言等を行っています。監査室(内部監査グループ)は、当社内部統制基本方針、監査役監査基準および内部監査規程に基づき、内部監査に係る監査計画、監査報告、監査によって得た必要な情報を監査役に提供するほか、定期的な情報交換を実施するなど、監査役と緊密な連携を保っています。さらに、監査結果等については、会計監査人とも定期的な情報交換を実施して連携をとり、効率的な監査を実施する体制を整備しています。

会計監査の状況

- ・監査法人の名称: 有限責任 あずさ監査法人
- ・業務を執行した公認会計士: 川井一男、三井孝晃、池田剛士
- ・監査業務に係る補助者の構成: 当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、会計士試験合格者8名、その他7名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制が、経営の効率性と監査・監督機能の実効性を両立し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと判断し、当該体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。また、発送に先駆けて当社ホームページ等に早期掲載しております。 ただし、本年開催の定時株主総会(6月23日)においては、新型コロナウイルス感染症の影響により決算・監査日程等が遅れたため、6月4日に掲載、6月5日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	2007年6月開催の定時株主総会から、集中日を回避した株主総会日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2008年6月開催の定時株主総会から、インターネット(パソコン・携帯電話)による議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年6月開催の定時株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知は、当社ホームページに掲載することとしております。 また、株主総会終了後3か月間、報告事項の報告映像および報告に際し使用した資料を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期・第3四半期決算期のカンファレンスコール、第2四半期・期末決算期の決算説明会のほか、経営計画公表時等、適宜、アナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。カンファレンスコールにおいてはIR業務の責任者(企画管理本部担当常務取締役)が、決算説明会においては代表取締役(取締役会長、取締役社長)が説明を行うこととしております。 なお、2020年5月の決算・経営計画説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、カンファレンスコールで行いました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米を中心に、年間1～2回の頻度で、代表取締役(取締役会長、取締役社長)が海外機関投資家を訪問し、決算、経営計画等を説明することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	経営計画・決算情報に係るIR資料、その他の適時開示資料等については、当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRについては、当社経営企画部(広報・IRグループ)がこれを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、技術と誠意を経営の根幹として、新しい社会ニーズに対応した製品・サービスを広く創造して、豊かな未来社会に貢献することを企業理念としており、この理念のもと、すべての事業活動の基本となる経営姿勢において、株主、顧客、職員等のステークホルダーの満足を追求すべき旨を掲げるとともに、全役職員が遵守すべき倫理行動指針「Hitexグループ倫理行動憲章」においても、ステークホルダーを尊重し、良き企業市民として社会と共生することを基本方針のひとつとしております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、クリーンなエネルギー・水の提供、環境保全、災害に強く豊かな街づくりを事業展開分野とする企業として、Hitzグループ倫理行動憲章、環境基本方針等の行動指針のもと、各種環境保護に係る規程の整備、環境保護推進委員会の設置、統合報告書の作成・公開をはじめ、地球環境保護、地域環境保全等に積極的に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、Hitzグループ倫理行動憲章において、ステークホルダーはもとより、広く社会に会社情報を積極的に発信する旨を明記しております。 また、内部者取引管理規程に基づき、重要な会社情報については、法令・証券取引所規則に従い適時適切に開示することとしております。
その他	(女性の活躍に向けた取組み) 当社グループは、グローバルに持続的成長を図るための経営戦略の一つとして、組織・性別・国籍等の壁を取り払い、当社グループで働く人達が多様な価値観を尊重し、主体的に企業活動を行うことで、グループ総合力の強化と新たな価値の創造につなげていくダイバーシティ・マネジメントを、専任部門を設置して、推進しています。 その一環として、女性の活躍を推進するため、行動計画を策定し、女性採用数の増加、女性職員の早期育成、キャリア支援、女性管理職への積極的登用等に取り組んでいます。 (女性役員の状況) 取締役10名および監査役4名のうち、女性は社外取締役の高松和子氏1名です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備を通じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、もって企業価値の向上を図ることを基本的な考え方として、内部統制システムの整備に係る基本方針である「内部統制基本方針」を決定しており、その内容は以下のとおりであります。当社では、今後とも、内部統制基本方針に基づく各種規程の整備、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでいく所存であります。

内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制(以下、内部統制システムという。)に関する基本方針として、ここに「内部統制基本方針」を定める。

1. 目 的

この基本方針は、これに基づき、内部統制システムを整備することにより、当社および当社グループにおけるコーポレートガバナンスの実効性を高め、もって企業価値の向上に資することを目的とする。

2. 役職員の責務

- (1) この基本方針に基づく内部統制システムは、全役職員の不断の努力によって、これを保持、実践しなければならない。
- (2) 内部統制システムの整備に際し、取締役会、取締役社長、取締役、監査役および職員は、それぞれ次に掲げる基本的役割を有する。
 - 1) 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決定するとともに、基本方針に基づく内部統制の実施状況を監督し、必要に応じて、基本方針の見直しを行うものとする。
 - 2) 取締役社長は、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備および運営に関する最高責任を負うものであり、内部統制の実践の重要性を全役職員に周知徹底するとともに、これが適正に実施される環境の醸成に努めるものとする。
 - 3) 取締役は、自らの担当業務に関する内部統制システムの整備および運営に責任を負うとともに、取締役会の構成員として、各取締役による内部統制の実施状況を相互に監督するものとする。
 - 4) 監査役は、内部統制システムの整備状況、運営状況を監視・検証し、必要に応じて、取締役に対し助言、勧告等の意見の表明その他必要な措置を講じるものとする。
 - 5) 職員は、それぞれの職務を通じて、基本方針に基づく内部統制の実践に努めるとともに、自らの担当業務に関して発生する内部統制上の課題および問題点の発見に努めるものとする。

3. 内部統制システムの整備

当社は、上記に掲げた目的を達するため、会社法および会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備する。

- (1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 法令・企業倫理を遵守した公正・誠実な企業経営を実践すべく、当社および当社グループ会社の全役職員が遵守すべき倫理行動憲章を策定し、これを全役職員に周知するとともに、経営トップが絶えずその精神を役職員に明確に示すことにより、法令・企業倫理の遵守は企業存立の基盤であり、すべての企業活動における前提であることを徹底する。
 - 2) コンプライアンス経営の推進のための全社横断的な組織として、当社代表取締役を委員長、当社各部門長等を委員とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動のあらゆる面における法令・企業倫理遵守に係る調査・検証、指導・監督活動その他コンプライアンスに係る諸施策を継続して実施するとともに、その活動状況を定期的に当社取締役会に報告する。
 - 3) 社内・社外窓口への相談・通報を可能とする内部通報制度を設置することにより、法令違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する役職員の声を経営に反映させるものとする。また、その実効性を確保するため、匿名での相談・通報を可能とするとともに、通報者に対する不利益取扱いの禁止、法令・企業倫理違反行為を感知した場合の相談・通報義務その他本制度の運用に係る規程を整備する。
 - 4) コンプライアンス経営の実効性を担保するため、当社全役職員から法令・企業倫理遵守に係る誓約書を徴収するとともに、法令・企業倫理違反行為を抑止するため、法令等違反行為者およびこれを知りつつ隠匿した者に対する処分規定を整備し、その周知徹底を図る。
 - 5) 財務情報その他当社および当社グループの業務に関する重要事実については、その管理に係る規程を整備し、これに基づき適時・適切な開示を実施する。
 - 6) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を担保するため、専任部署を設置するとともに、全社横断的な当社各部門の協力体制により、その整備・運用状況を定期的に評価し、改善を図る。
 - 7) 当社の内部監査担当部門は、コンプライアンス担当部門と連携して、当社各部門および当社グループ各社におけるコンプライアンスの状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
 - 8) 当社策定の倫理行動憲章については、当社グループ会社の役職員にもこれを周知することとし、当社グループ各社の取締役社長は、当社の支援のもと、各社の実情に応じた法令・企業倫理遵守体制の整備に努めるものとする。また、当社の内部通報制度については、当社グループ会社の役職員も利用対象者に含めるものとする。
 - 9) 当社の内部監査担当部門が実施する内部監査は、当社グループ会社もその対象とし、監査の要領については、当社の内部監査に係る規程を準用する。
 - 10) 当社および当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力については、これを断固として排除・遮断することとし、総務部門が、警察等外部の専門機関とも連携し、その体制を構築・整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 取締役会その他の経営会議体の議事については、法令および社内規程に基づき、各会議体の事務局が議事録を作成し、これを適正に保存、管理する。
 - 2) 決裁書をはじめとする取締役の意思決定、職務執行に係る情報の記録は、当社の定める文書または電磁的記録の管理に関する諸規程に基づき、これを適正に保存、管理する。
 - 3) 会社秘密、未公表の重要事実、個人情報については、その保存および管理に係る規程を整備し、相当の注意をもってこれを管理する。
- (3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) コンプライアンス、環境、安全、災害、情報セキュリティその他事業運営上生じうるリスクについては、当該リスクの類型に応じた当社各担当部門において、これを継続的に評価・監視し、教育・指導を行うとともに、当社および当社グループ会社の財政状態、経営成績に重大な影響

- を及ぼす可能性のあるリスクについては、これを当社取締役会に報告する。
- 2) 個別製品収益に係るリスクについては、これを未然に防止し、排除するため、リスク検討会において、リスクの抽出・評価およびその回避策を検討するとともに、リスク管理、プロジェクト管理に係る専任部署を設置し、適切なリスク管理を実施する。
 - 3) 重大リスクが顕在化した際に、迅速かつ適切に対応するため、情報伝達手段、対処方法、管理体制等に係る規程を整備する等、事前の体制整備を行うものとする。
 - 4) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門および当社グループ各社におけるリスク管理状況の把握に努めるとともに、その実効性と妥当性を監査し、これを定期的に当社取締役会に報告する。
- (4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会は、原則として毎月1回、また、必要に応じて臨時にこれを開催し、企業経営上の基本方針、業務執行方針その他重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行う。また、取締役会を適正かつ効率的に運用するため、取締役会の決定事項およびその付議・報告基準に係る規程を整備する。
 - 2) 当社業務担当取締役その他の経営幹部からなる経営戦略会議を設置し、経営に関する基本戦略・重要事項のほか取締役会に付議すべき重要事項について、事前に十分な審議を尽くし、的確な経営判断ができる体制を整備する。
 - 3) 当社取締役会は、経営目標を明確化するため、複数年にわたるグループ中期経営計画および各年次計画を決定するものとし、これに基づき、当社各取締役は、担当業務における具体的な施策および効率的な業務執行体制を整備し、その執行状況を定期的に当社取締役会に報告する。
 - 4) 当社取締役社長を委員長とする経営計画フォロー委員会を設置し、経営計画に基づく諸施策の進捗状況の把握・検証、問題点の早期発見・予防に努め、もって事業運営が効率的に行われることを確保する。
 - 5) 経営目標を効率的に達成するため、組織編成、業務分掌、意思決定権限に係る規程を整備し、当社各部門における職務と権限の明確化を図るとともに、情報通信システムの運用および情報資産の保護に係る規程を整備し、これを有効活用する。
 - 6) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門および当社グループ各社における事業運営が、法令、定款その他の社内諸規程に則って、効率的に実施されているかを監査し、これを定期的に当社取締役会に報告する。
- (5) 当社グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループにおける内部統制システムの整備に関する協議、グループ経営方針その他の情報の共有化を図るため、当社取締役および当社グループ各社の取締役社長による連絡会議を定期的に開催し、当社グループ会社において重要な事象が発生した場合には、当該グループ会社に対し連絡会議における報告を義務付けるものとする。
- (6) その他企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、当社から当社グループ各社に対し取締役、監査役を派遣することにより、業務の適正を監督・監視し、グループ経営のもとでのガバナンス機能、監督機能の強化を図るものとする。
 - 2) 当社に、当社グループ会社を管理・指導する主管部門を設け、グループ会社の管理・運営基準に則った効率的なグループ経営を推進するとともに、当社グループ各社における内部統制システムの整備のための支援を行うものとする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当社監査役の職務を補助すべき組織として、監査役事務局を設置し、1名ないし複数名のスタッフを配置する。
 - 2) 監査役事務局スタッフは、他の部門に属する職員がこれを兼務することを妨げない。ただし、監査役が、専属スタッフの配置を求めた場合には、合理的な理由のない限りこれを拒むことはできないものとする。
 - 3) 監査役事務局スタッフが監査役の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役その他の業務執行者の指揮命令を受けないものとする。
 - 4) 監査役事務局スタッフの人事に係る事項について、取締役は、監査役と協議のうえ決定するものとする。
- (8) 当社および当社グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 当社取締役は、当社および当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役会に報告を行うものとする。
 - 2) 当社監査役は、当社において、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または職員に対しその説明を求めることができる。また、事情によりこれに出席しないときは、会議の内容についての説明を受け、議事録、関係資料等を閲覧することができるものとする。
 - 3) 当社監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社および当社グループ会社の役員または職員に対しその説明を求めることができる。
 - 4) 当社代表取締役は、当社監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、対処すべき課題その他当社および当社グループに影響を及ぼす重要事項について当社監査役に報告し、意見を交換する。
 - 5) 当社監査役への報告を行った当社または当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社監査役が職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社取締役は、当社監査役が、会計監査人、内部監査担当部門および当社グループ会社監査役との関係を通じて、実効的な監査を行うことができるよう協力する。
 - 2) 当社取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識・理解し、監査運営および監査基準に係る諸規程を職員に周知するほか、当社監査役の監査が実効的に行われる環境の整備に協力する。
 - 3) 当社の内部監査担当部門は、当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査計画、内部監査報告書その他内部監査の実施によって得た必要な情報を当社監査役に提供する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に関する取組みとしては、「内部統制基本方針」にその基本方針を明記するとともに、「Hitexグループ倫理行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たない旨を明確に表明し、断固たる態度で、当該勢力との関係を排除・遮断しております。

社内窓口としては、総務部門がこれを担当しており、情報の一元管理、警察をはじめとする外部機関等とも連携し、組織的に対応することとしております。

さらに、こうした取組みの実効性を担保するため、当社では、1997年に、代表取締役を委員長とする企業倫理行動検証委員会を設置し、社外支出項目についての定期的な総点検をはじめとした反社会的勢力との関係の有無の実態調査、指導・監督を実施しており、2005年に本委員会がコンプライアンス委員会として発展・改組した後も、継続して本取組みを徹底しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では、現在、特記すべき買収防衛策は導入しておりませんが、今後とも、企業価値、株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みを継続して行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、当社グループの全役職員が遵守すべき倫理行動指針であるHitexグループ倫理行動憲章において、ステークホルダーはもとより、広く社会に会社情報を積極的に発信する企業づくりに努める姿勢を明らかにするとともに、株主・投資家等に対する適時適切な会社情報の開示は、上場会社としての重要な責務であると認識し、会社情報の適時開示を確実に実施してまいります。

(2) 適時開示に係る社内体制

当社では、当社および当社グループの重要な決定事実・発生事実等の適時開示すべき会社情報すべてについて、法務部が集約・一元管理する体制を構築しております。

具体的には、決定事実および発生事実については、法務部が、取締役会の事務局、かつ、社内決裁手続に係る主管部門である経営企画部(企画グループ)と連携し、適時開示すべき決定事実・発生事実を漏らさず把握するほか、内部者取引管理規程により、重要事実が発生した場合、発生部門の部門長は、直ちに情報取扱責任者である法務部長に報告することとされております。これにより、法務部は、金融商品取引法その他の関係法令および証券取引所の規則に基づき、開示の必要性等を検討し、その結果、適時開示すべき会社情報は、取締役会をはじめとした決議機関の承認または取締役会等への報告を経た後、直ちに、法務部が、経営企画部(広報・IRグループ)とも連携し、証券取引所の適時開示システムおよび当社ホームページにおいて開示することとしております。

決算情報については、法務部が、経理部と連携することで、決算の内容および業績に影響を与える事象の発生等に係る情報を把握し、上記と同様の手続を経たうえで、当該決算情報を開示することとしております。

コーポレート・ガバナンス体制図

